

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、サービス事業者等に対して、市長が行う指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象サービス 法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス又は同条第16項に規定する介護予防支援をいう。
- (2) サービス事業者等 法第8条第25項に規定する介護保険施設の開設者、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (3) 介護報酬 法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に係る費用をいう。
- (4) 基準等 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等をいう。

(指導方針)

第3条 指導は、サービス事業者等に対し、基準等に定める対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知させることを方針とする。

(指導形態等)

第4条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導は、市長が指定する市内のサービス事業者等に対し、対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等による指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、オンライン会議システム又はホームページ等の活用による実施も可能とする。

(2) 運営指導は、次に掲げる内容について、原則、実地に行い、市長が単独で行うものを一般指導とし、厚生労働大臣又は都道府県知事と合同で行うものを合同指導とする。

ア 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設及び設備並びに対象サービスの利用者、入所者又は入居者（以下「利用者等」という。）に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(3) 運営指導の実施頻度は、次に掲げるとおりとする。

ア 市内の地域密着型サービスについては、原則として3年に1回以上行う。

イ 市内の居宅介護支援事業所については、原則として指定の有効期間内に1回以上行う。

ウ その他のサービス事業者等については、必要に応じ実施するものとする。

(4) 市長は、運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、第2号ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）により実施するものとする。この場合において、サービス種別ごとの確認項目及び確認文書は、介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知）によるものとする。

(指導対象)

第5条 指導は、サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針により次に掲げるとおり行う。

(1) 集団指導は、市長が指定する市内のサービス事業者等を対象に行う。ただし、福岡県知事が実施する場合を除く。

(2) 運営指導における一般指導は、実施頻度及び個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるようサービス事業者等を選定し、運営指導における合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導方法等)

第6条 指導の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長は、集団指導の実施に当たっては、次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に対しておおむね集団指導実施日の2月前までに通知し、対象サービスの取扱い、介護報酬

請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について、一定の場所に集めて講習等又はホームページへの資料の掲載等の方法で実施する。

ア 集団指導の日時及び場所

イ サービス事業者等の出席者

ウ 指導内容等

(2) 市長は、運営指導の実施に当たり指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を対象となるサービス事業者等に対しておおむね運営指導実施日の1月前までに通知する。ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に当該事項を文書により通知する。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ サービス事業者等の出席者

オ 準備すべき書類等

カ 当日の進め方、流れ等

(3) 運営指導は、関係書類を基に、関係者に説明を求める面談による方法で実施するものとし、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（第4条第2号イ及びウに限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

(4) 運営指導の留意点は、次に掲げるとおりとする。

ア 所要時間の短縮等 運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、可能な限り短縮し、サービス事業者等の負担軽減を図る。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施 同一所在地又は近隣に所在するサービス事業者等に対する運営指導については、可能な限り同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

ウ 運営指導で準備する書類等 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近までの実績に係るものとする。

エ 利用者等の記録等の確認 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3人以内とする。ただし、

居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1人又は2人の利用者についてその記録等を確認する。

(運営指導後の措置)

第7条 市長は、運営指導が終了したときは、サービス事業者等に対し、指導結果の講評及び必要な指示を行う。

2 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合及び介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整（以下「過誤調整」という。）を要すると認められる場合には、市長は後日文書により通知し、改善指摘事項については期限を付して改善報告を求めるほか、必要があるときは職員を派遣してその状況を確認する。

3 過誤調整に伴い、利用者等の支払った自己負担額に過払いが生じているときは、市長は利用者等に返還するようサービス事業者等に対して指導する。

(監査への変更)

第8条 市長は、運営指導を実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに、筑紫野市介護保険サービス事業者等監査要綱（平成26年筑紫野市要綱第32号）による監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 都道府県知事、市町村長又は広域連合長（以下「都道府県知事等」という。）が定める対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、サービス事業者等への指導について必要があると認めるときは、都道府県知事等、国民健康保険団体連合会その他の関係機関と連携を図るとともに、その実施状況、実施結果その他の必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日要綱第13号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月17日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月26日要綱第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。